

墨田区シティプロモーションロゴマーク 使用手引き



ひと、つながる。

墨田区

令和8年4月更新

墨田区企画経営室広報広聴担当

本書について

墨田区は統一的なロゴマークイメージの展開・普及によるシティプロモーション推進を行っています。

本ロゴマークの「人つながる 墨田区」というメッセージには、本区に暮らす・働く・訪れる、すべての人に「つながり」の温かさを魅力に感じてもらい、それを地域の力へと変えていきたいという想いと、本区が「これからも『人と人とのつながり』を大切にしながら、未来への道を歩んでいく」という決意を表しています。

この使用手引きは、ロゴマークをご活用いただく際の注意点、申請方法等について記していますので、「墨田区シティプロモーションロゴマークデザインマニュアル」とともにご一読いただき、多くの皆さんと共有することで、お互いの理解を深め合い、豊かなコミュニケーションが育まれていく中で、さらに墨田区への愛着が深まることによって、それを地域の力へと変えていくまちづくりを進めていきたいと考えています。

「人つながる 墨田区」、ぜひ一緒に墨田区の魅力を発信していきましょう。

お問合せ先

墨田区企画経営室 広報広聴担当 広報戦略担当

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所6階

Tel：03-5608-6220 | Fax：03-5608-6406

(お問い合わせ) KOUHOU@city.sumida.lg.jp

(書類の提出先) S-CITYPROMOTION@city.sumida.lg.jp

1 ロゴマークの使用における重要事項

ロゴマークの使用にあたっては、別紙の「墨田区シティプロモーションロゴマークデザインマニュアル」を必ずご確認ください、デザインルールについて遵守くださいますようお願いいたします。

2 使用の手引き

墨田区のシティプロモーションロゴマークは、より多くの方にお使いいただくことを想定しています。本書に記載された内容について遵守いただき、ぜひ積極的にご使用ください。

(1) 手続方法

ロゴマークをお使いになる場合は、事前の手続きが必要です。商用利用する場合と、商用利用しない場合で手続方法が異なりますのでご注意ください。

通常、およそ一週間程度でご連絡いたします。

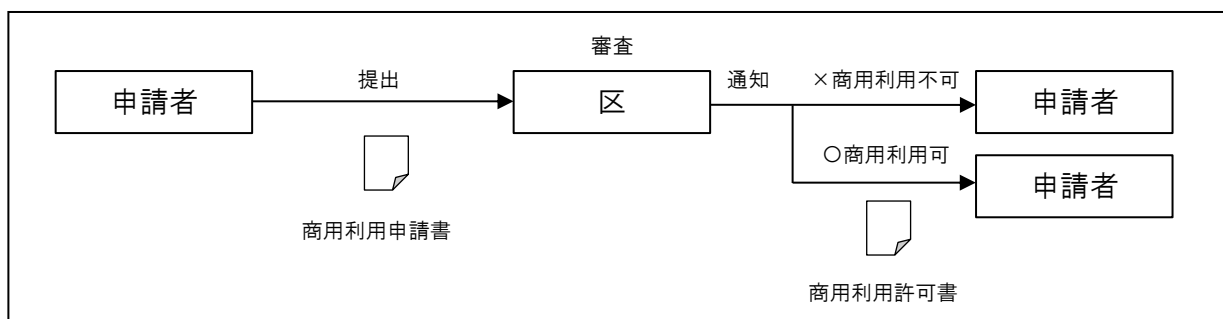
A 商用利用する場合

①申請者から「墨田区シティプロモーションロゴマーク商用利用申請書」のご提出

②区による審査

③区から申請者への結果通知

区から「墨田区シティプロモーションロゴマーク商用利用許可書」の送付



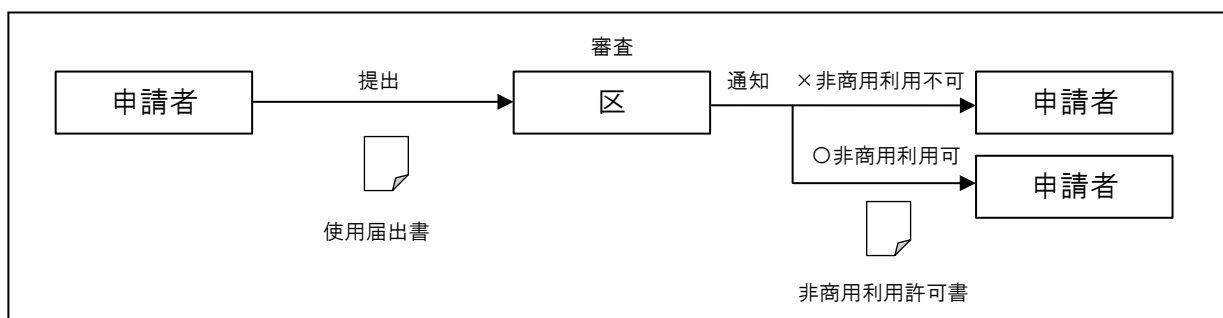
B 商用利用しない場合

①申請者から「墨田区シティプロモーションロゴマーク使用届出書」のご提出

②区による審査

③区から申請者への結果通知

区から「墨田区シティプロモーションロゴマーク非商用利用許可書」の送付



(2) 遵守事項

作成した制作物を商標登録することはできません。また、次の項目に該当する場合は（該当する可能性がある場合）は、ロゴマークを使用することはできません。

- ・法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ・墨田区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
- ・政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- ・利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、または運営に資することとなるものと認める場合（墨田区暴力団排除条例による）
- ・青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ・ロゴマークに近接して企業名または団体名等を表示することによって、区の公的機関であるような誤解を招くおそれのある場合
- ・区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- ・特定の個人や団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ・ロゴマークを立体物に表現する場合、それが著しくロゴマークの形状を保持できていないと認められる場合
- ・その他、墨田区長が適切でないと認めた場合

3 使用条件

- (1) 使用料は無料です。
- (2) 使用期限は、原則として1年間（年度単位）とし、引き続き利用する場合は、改めて申請を行うものとします。
- (3) 「墨田区シティプロモーションロゴマークデザインマニュアル」に沿って使用して下さい。
- (4) 墨田区がホームページで提供する画像データをご使用下さい。
- (5) 商品・ノベルティ等を作成した場合は、見本品を事務局までお送りください。
- (6) 商用利用申請書及び使用届出書の内容を逸脱しないで下さい。
- (7) 目的と異なる使用や遵守事項に反した使用が認められた場合は、使用者に対して改善を求めることとし、それに応じない場合は使用許可を取り消します。
- (8) ロゴマークの使用によって生じた問題・トラブル等について、墨田区は一切関知しないものとします。ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行って下さい。
- (9) ロゴマークの使用により、墨田区に対して不利益または損害を与えた者、あるいはロゴマークの権利を侵害したと認められる者に対して、区は法的措置を講じるものとします。

4 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の権利は、墨田区に所属します。